



平成27年
4月

平成32年
3月

嘉手納町子ども・子育て支援事業計画
【概要版】

平成27年3月

嘉手納町子ども家庭課

子ども・子育て支援新制度

すべての子どもたちが、
笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が
平成27年4月からスタートします。

利用できる主な支援

仕事や介護など
で子どもを
みられない日
が多い

0～2歳



- ・保育所
- ・認定こども園
- ・小規模保育
- ・家庭的保育
など

3～5歳



- ・保育所
- ・認定こども園
など

ふだん家に
いて子どもと
一緒に過ごす
日が多い

0～2歳



- ・一時預かり
 - ・地域子育て支援拠点
など
- 3歳以上も利用可能です

3～5歳



- ・幼稚園
- ・認定こども園
など

●保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のときに預けられる「病児保育」等の支援も増やします。

新制度で増える教育・保育の場

幼稚園 3～5 さい

小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行なう学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

認定こども園 0～5 さい

教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成 18 年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

3つの ポイント

- ① 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5 歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- ② 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- ③ 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家族も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育所 0～5 さい

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって 保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

地域型保育 0～2 さい

施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で、 0～2 歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い 0～2 歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

4つの ポイント

- ① 家庭的保育（保育ママ）
家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 5 人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
- ② 小規模保育
少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- ③ 事業所内保育
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- ④ 居宅訪問型保育
障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行います。

地域の子育て支援の充実

■時間外保育事業（延長保育事業）

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにしている取り組みです。

■子育て短期支援（ショートステイ）事業

- 保護者の病気などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等において、一定期間養育を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。

■一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所などで一時的に預かりを行う事業です。

■病児保育事業

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。

■ファミリー・サポート・センター事業

- 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

■利用者支援事業

- 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。

■乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■養育支援訪問事業

- 養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

■妊婦健康診査

- 妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。



《基本理念》

平和で、希望にあふれる子どもの健やかな成長を育むまち かでな

▶基本目標1◀ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供について

本町では総合計画及び次世代育成支援行動計画等に基づき、具体的な教育、保育の提供、また保育所や幼稚園等の利用の有無に関わらない、全ての児童を対象とした子育て支援に取り組んできたところです。

幼児期の教育については、歴史的な経緯から戦後、小学校との併設による公立幼稚園の普及が急速に進み5歳児を受け入れました。県外では3歳から5歳の子どもたちを対象に幼児教育が提供されていますが、沖縄県では公立の幼稚園数は急速に増えたものの対象児童年齢がひろがっていません。平成25年度の学校基本調査において幼稚園数は、公立が87.2%、私立が12.8%、利用児童数は公立が76.2%、私立が23.8%と公立の占める割合が高く、今だ55.6%の公立が5歳児のみの受け入れとなっています。

嘉手納町だけでなく全県的にこのような特殊事情を抱えています。乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎をつくる上で極めて重要であることをしっかりと認識し、幼児期の学校教育・保育の質の向上並びに保幼小との連携強化に取り組んでいきます。また、情報交換の場として、私立保育園、私立幼稚園、認可外保育施設、地域型保育事業者等を含めた情報交換会を実施します。

またニーズ調査等から子育てに関する情報を求めていることが伺えるため、教育・保育施設並びに子育て支援に関する情報を集約し、町民が分かりやすい情報提供を進めていきます。

▶基本目標2◀ 保育の量的拡充・確保、教育・保育の質的改善について

0～11歳人口は平成2年以降一貫して減少で推移しています。ただし女性の年齢別就業率は、ここ10年で子育て期（25～34歳）に重なる女性の就業率が上昇し、日頃親族等に子どもみてもらえる環境にない家庭割合が8.9%みられるなど、環境変化に伴う利用ニーズを踏まえた支援が求められます。

既存基盤の利活用という視点を第一に、不足する教育・保育基盤の確保方策に取り組んでいきます。また「量的拡充」と「質の改善」については、両者を切り離せるものではなく、車の両輪として同時に取り組む必要があります。町に立地する施設等の情報交換等を図るとともに、発達段階に応じた教育・保育の質の向上に努めていきます。

▶基本目標3◀ 子どもと子育てを支える体制について

子育ては、家庭内だけでなく、保護者が地域の人々とのつながりを持ちながら、地域の中で子どもを育むという意識、子育て家庭が孤立しない支援体制が必要になると考えます。

不安等を抱える保護者への情報提供や相談対応、必要とする家庭が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるための支援など、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また保育所等の保育・教育施設を地域における子ども・子育て支援の中核とし、子どもの育ちや子育て中の保護者への理解を深め、気持ちを受け止め、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じる、子育てを楽しむ環境づくりに取り組みます。

量の見込み及び確保方策

1号 認定	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度						
	量の見込み	162	163	168	172	170	170
	確保方策	個所数 人 数	- 161人	3箇所 168人	3箇所 172人	3箇所 170人	3箇所 170人

確保の考え方》》 公立幼稚園及び私立幼稚園において量の見込みに対して確保を進めます。
幼稚園型認定子ども園等への移行による定員増を目指します。

2号 認定	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度						
	量の見込み	124	253	261	266	264	264
	確保方策	個所数 人 数	- 160人	6箇所 203人	7箇所 266人	7箇所 268人	7箇所 268人

確保の考え方》》 幼稚園型認定子ども園への段階的移行、認可外施設の認可化及び新たな施設整備等により、量の見込みに対する確保を進めます。

3号 認定 (0歳)	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度						
	量の見込み	31	55	55	55	55	55
	確保方策	個所数 人 数	- 37人	5箇所 40人	7箇所 55人	7箇所 55人	7箇所 55人

確保の考え方》》 地域型保育の実施により確保を検討します。
不足分については、認可外施設の認可化及び新たな施設整備等による確保を進めます。

3号 認定 (1・2歳)	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度						
	量の見込み	111	187	187	188	187	186
	確保方策	個所数 人 数	- 129人	5箇所 145人	7箇所 188人	7箇所 188人	7箇所 188人

確保の考え方》》 地域型保育及び認可外施設の認可化並びに新たな施設整備等による確保を進めます。

時間外保育事業 (延長保育事業)	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度					
	量の見込み	298	303	307	304	304
	確保方策	620	620	620	620	620

確保の考え方》》 今後も利用者のニーズに応じた事業を実施します。

放課後児童クラブ 【低学年】	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度					
	量の見込み	100	98	95	96	99
	確保方策	100	98	95	96	99

確保の考え方》》 既存の基盤を活用し、今後も利用者のニーズに応じた事業を実施します。

放課後児童クラブ 【高学年】	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度					
	量の見込み	17	17	18	18	18
	確保方策	17	17	18	18	18

確保の考え方》》 既存の基盤を活用し、今後も利用者のニーズに応じた事業を実施します。

子育て短期支援 (ショートステイ) 事業	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度					
	量の見込み	212	215	218	216	216
	確保方策	1	1	1	1	1

確保の考え方》》 近隣の施設等並びにファミリーサポートセンター等の広域的事業の活用等を含め、量の見込みに対する確保を進めます。



地域子育て 支援拠点事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	量の見込み	848	848	848	844	842
	確保方策	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520

確保の考え方》》》 現状の子育て支援センターにおいて事業の充実を図ります。

一時預かり事業 【1号認定】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	量の見込み	124	128	130	129	129
	確保方策	124	128	130	129	129

確保の考え方》》》 現状の預かり保育及び移行後幼稚園型認定こども園において事業を実施します。

一時預かり事業 【2号認定】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	量の見込み	18,397	18,998	19,359	19,199	19,199
	確保方策	18,397	18,998	19,359	19,199	19,199

確保の考え方》》》 現状の預かり保育において事業を実施します。ただし今後幼稚園型認定こども園に移行した場合には、2号認定の通常時間としての対応となります。

一時預かり事業 【幼稚園在園児以外】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	量の見込み	547	554	559	555	555
	確保方策	547	554	559	555	555

確保の考え方》》》 保育所及び幼稚園における預かり保育及び幼稚園型認定こども園等において事業を実施します。

病児保育事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	量の見込み	132	134	136	135	135
	確保方策	132	134	136	135	135

確保の考え方》》》 現状のサービス基盤において、量の見込みを確保していきます。

ファミリー・ サポート・センター事業 【小学生】	確保の考え方》》》
	ニーズが把握された場合には、現状のサービス基盤において対応します。

利用者支援事業	確保の考え方》》》
	子育て支援センターを活用して、平成 27 年度からの事業実施を行います。

乳児家庭全戸訪問事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	量の見込み	156	156	156	156	156
	確保方策	156	156	156	156	156

確保の考え方》》》 今後も全ての0歳児を対象に事業実施を行います。

養育支援訪問事業	確保の考え方》》》
	乳幼児家庭全戸訪問事業を通じて、対象者が認められる場合には、事業実施に努めます。

妊婦健康診査	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
	量の見込み	207	207	207	207	207
	確保方策	207	207	207	207	207

確保の考え方》》》 今後も全ての妊婦を対象に事業実施を行います。





嘉手納町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

嘉手納町役場 子ども家庭課

TEL 098-956-1111

FAX 098-956-8094

